

令和3年6月 農業委員会議事録

開催日：令和3年6月25日（金）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時52分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 3年 6月25日 (金)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	欠
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 栗 原 和 紀
統括主幹 齋 藤 利 明
技 師 小 島 拓 也

(説明員) 開発指導課調整幹 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

- 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について
- 第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて
- 第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

③ 報 告

- 第1号報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について
- 第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
- 第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 第5号報告 農地所有適格法人報告書の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前11時00分

9. 会議の内容

局	長	定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。 皆様、改めましておはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 それでは、これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会	長	おはようございます。ご苦労さまです。早いもので6月の25日ということで、もう今年も半分間もなく過ぎようとしております。令和3年はコロナで始まり、今のところまだコロナの真っ最中ということで、1週間ぐらいは2桁に下がったので、このまま続けばいいなと思ったら、またおとといから2桁が3桁に戻りまして、東京も大分戻ってきましたけれども、昨日は埼玉で119人、越谷の保健所で扱ったのが6人ということで、またぶり返してきたのかなと。通常ですと、来月、暑気払いというか懇親会をいつもだと予定をするのですが、蔓延防止も11日までということで、その後オリンピックもあり、ちょっとここのところ、今言ったように、2桁から3桁にまた戻ったということで、来月通常だとやる予定がここのところできないなと思っております。オリンピックが終わらないと、どっちにしても会食が、今のところ2人とかでは皆さんとの懇親を深めるわけにいきませんので、やれるような状態になったときに皆さんにお話しして懇親会をやりたいなと思っております。やはり今回改選もありまして、委員さんも何人か替わりましたので、やはり飲みながらいろんな話をしないとなかなか打ち解けないのかなと。ここで会って、ここで解散ですので、なかなか人と人の考えがよく分からないというのが、意思の疎通と申しますか、そういうのもちょっと、この間消防のほうでも懇親会できないので、とがめるまではいつていないのですが、やはり意思の疎通がなかなかできていないと、通常何でもないようなことで、そういうものがトラブルの原因というか、そういうことが起きますので、ぜひ、収束はないと思います。落ち着いたらやりたいと思ってお

局

長

りますので、そのときは皆さんも参加をしていただき、お互いの人と人を理解し合えればいいのかなと思っております。

また、私も2回コロナのワクチン接種行いましたが、私は何も出ませんでした。妻がちょっと1週間から10日ぐらい手が上がらないということで、それが実際コロナのワクチンのせいなのか、その辺は分かりませんが、ぜひとも皆さんにも打っていただいて、抗体をつくらないといけないということでございますので、ぜひともコロナのワクチンを接種していただいて、通常生活に戻れるように、収束はないですけども、コロナと仲よく生活ができるようになればいいなと思っております。

言葉整いませんけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

ありがとうございます。本日は、11番、荻島委員より欠席の旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中13名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則第4条の規定に基づき、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議

長

ただいまより開催いたします。

まずは、越谷市農業委員会総会会議規則第11条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、5番の渋谷委員、6番の小沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番から3番について事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての1番から3番について説明します。

番号、貸人氏名、借人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番から3番につきましては、地上権の設定です。

議
全
議

長
員
長

内容は、現況の農地（畑）状態を維持し、太陽光発電設備の設置です。この取扱いにつきましては、平成25年3月31日付で農林水産省農村振興局長より、「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」の通知があり、このような発電設備は、農地における営農の継続を前提とし、営農に支障を与えないこと等が確保される必要があります。

なお、本件は、平成30年6月及び10月に許可を得て、3年間の期間満了に伴う再設定です。

また、平成30年5月15日付で経営局農地政策課長より、「営農型発電設備の設置についての農地法第3条第1項の許可の取扱いについて」の通知があり、1つ目として、農地の所有者等以外の者が許可申請する場合には、許可申請者に対しては、農地法第3条第1項の許可に係る申請と農地法第5条第1項の許可に係る申請を同時に行うこととなっております。

2つ目として、農業委員会は、5条許可申請の記載事項等について検討して意見書を作成する際に、併せて3条許可申請について判断することとなっております。つきましては、後ほど第3号議案農地法第5条の許可申請の意見決定の審議に併せてご審議いただくものです。

3つ目として、農業委員会は、本件に係る5条許可と同日付で3条許可を行うこととなっております。つきましては、ご審議をいただき、許可決定の際には5条許可がなされた日付に合わせて3条の許可書を交付するものです。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。
	なお、本件につきましては、農地法第5条の許可と同日許可することといたします。
	引き続き、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての4番から6番について事務局から説明願います。
統 括 主 幹	議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。
	第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての4番から6番について説明いたします。
	番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
	それでは、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は6万9,130.89平方メートルです。通作距離は2.4キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め2名です。
	続きまして、5番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3万521平方メートルです。通作距離は50メートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計2名です。
	続きまして、6番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万893平方メートルです。通作距離は2キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計4名です。
	以上3件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
	事務局からは以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を4番及び5番について推進委員の1番の小早川委員、6番について推進委員4
	番の林委員よりお願いいたします。
	それでは、4番及び5番について、小早川委員、お願いいたします。
1 番 推 進 委 員	4番、5番の件について補足説明します。
(小早川委員)	4番、5番の件について6月15日に現地確認しております。申請地の農地各1筆は、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり問題ないと判断します。
	以上、報告します。

議 長	ありがとうございました。 6 番について、林委員よりお願いいたします。
4 番推進委員 (林 委 員)	6 番の件について補足説明します。 6 月16日に現地を確認しております。申請地の農地2筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は贈与であり、事務局説明のとおり、農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。 以上、報告いたします。
議 長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 引き続き、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、7 番につきましては、議事参与制限のある案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、5 番の渋谷委員は退席を願います。 ここで暫時休憩いたします。 (休憩時刻：午前10時07分) (5 番 渋谷委員退室：午前10時07分) (再開時刻：午前10時08分)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての7 番について、事務局から説明願います。
統 括 主 幹	議案書の2 ページを御覧ください。 第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可についての7 番に

		ついて説明いたします。 番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。 それでは、7番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万5,803平方メートルです。自宅から申請地まで約5分、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人を含め計6名です。 本件は農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員4番の林委員よりお願いいたします。
4番推進委員 (林委員)		7番の件について補足説明します。 6月16日に現地を確認しております。申請地の農地2筆については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はないと判断します。 以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。 ここで暫時休憩いたします。 (休憩時刻：午前10時10分) (5番 渋谷委員入室：午前10時10分) (再開時刻：午前10時11分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。

統 括 主 幹

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局から説明願います。

議案書の3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明いたします。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、申請地は申請者の先祖代々より住宅敷地として利用しており、このたび地目が農地であることに気づき、先代からの話もなく、不動産について無知であったため、今日まで放置されていました。適法に是正し、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が令和3年5月11日付で提出されております。

なお、現況につきましては、線引き以前の航空写真で住宅敷地として利用されていたことを確認しております。

また、農用地指定、昭和49年2月28日以前から利用していたもので、当初より農用地区域から除かれていたものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび子供の住宅を建築するにあたり、所有している土地の調査をしたところ、申請地が農地転用の手続を怠っていたことが判明し、引き続き宅地利用をすることから適法な土地にしたいとの申請です。

なお、令和3年6月1日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。

また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

以上、2件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について大熊委員、2番について私から、それでは1番について大熊委員よりお願いいたします。
7 番 委 員 (大熊委員)		1番の件について、6月17日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地で、転用目的は追認です。今般、土地利用の形態に合わせた地目の変更を行うための追認申請であり、周囲に被害を及ぼすおそれはありません。
		以上、報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		2番について私から説明いたします。
		2番の件について、6月14日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地で、転用目的は追認でございます。事務局から説明のとおり、線引き以前から住んでいるものであり、今般土地利用の形態に合わせた地目の変更を行うものであり、周囲に被害を及ぼすおそれはないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
		ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
		続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、1番から3番について事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の4ページを御覧ください。
		第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から3番について説明いたします。

議
全
議

長
員
長

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

1 番から 3 番につきましては関連がありますので、一括で説明いたします。

概要ですが、転用目的は営農型太陽光発電です。転用理由といたしまして、借人は平成27年6月に賃借権設定により一時転用して支柱を立てて、営農を継続しながら太陽光発電を設置し、現在、東京電力株式会社へ売電をしております。このたびの申請は、期間満了に伴う再一時転用となります。また、下部につきましては、土地所有者が農作物を耕作しております。

補足といたしまして、農地に支柱を立てる部分が一時転用に該当し、転用期間は3年以内となっています。支柱については、簡易な構造で容易に撤去ができ、必要最小限の面積となっております。また、農地における営農適切な継続が確実で、太陽光パネルの角度、設置間隔等から見て農作物の生育に適した日照量を保たれております。

農地区分につきましては、農用地区域内農地と判断されます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

引き続き、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての4番について事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の4ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての4番について説明します。

議
全
議

長
員
長

本申請につきましては、農地法施行規則第10条第1項第1号に規定する競売のため、譲受人、●●●●●●●●●●●●●●●●、代表、●●●●●の単独申請です。本件につきましては、3月の総会におきまして、農地法第5条第1項の規定による許可を必要とする買受適格証明願の意見決定の審議をいただき、証明書の発行相当と意見決定し、翌月に埼玉県知事より証明書が発行されました。その後、証明書を持って競売入札に参加し、令和3年5月19日にさいたま地方裁判所越谷支部で行われた開札により、譲受人が落札したものです。今後、譲受人が所有権を取得するためには、農地法第5条第1項の許可とともに落札金額の納付が条件となっておりますことから申請書が提出されたものです。

それでは、概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は、平成15年5月に本社を市内に置き、主に建設業を営む法人です。このたび新規に住宅に関わる建材や家具の物品販売を計画しましたが、現在借りているスペースでは狭いため、土地を探していたところ、裁判所の競売広告を知り、当該物件を確認したところ、場所や規模が探し求めていた物件に合致しており、ぜひ購入し、既存の店舗と併せて駐車場として利用したいという内容の申請です。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
統 括 主 幹	引き続き、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての5番から12番について事務局から説明願います。
	議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。
	第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての5番から12番について説明いたします。
	番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
	それでは、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、子育ての支援や将来両親の介護が必要な際にもすぐにお世話ができることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。
	続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は保育園や小中学校が近く、実家にもほど近いことから、子育ての支援など安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。
	続きまして、7番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は、平成12年に市内に本店を置き、主にアルミ製造業を営む法人です。業務拡張に伴い、従業員の通勤車両、社用車、来客用の駐車場が不足しており、駐車場用地を探していたところ、申請地は隣接地であり、計画したところ、土地所有者の同意を得たことから申請に及んだものです。
	続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探しましたが見つからず、両親に相談した

ところ、母親が所有している土地を勧められ、申請地は実家の隣接地であり、子育てや将来の親の介護を考え、お互いに助け合いながら生活できると思い、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は現在の住まいから約1キロに位置し、住み慣れた地域であり、実家にもほど近く、子育ての支援や将来の両親の介護を踏まえ、安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は、平成25年に市内に本店を置き、主に仮設足場業を営む法人です。現在借用している資材置場の土地所有者から土地の明渡しの申出があり、新たに資材置場用地を探していたところ、申請地は本店からも近くアクセスがよいことから計画したところ、地権者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は車両置場の敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は、平成16年に草加市に本店を置き、主に中古自動車販売業を営む法人です。現在使用している敷地にて、中古車の展示、修理、点検を行っておりますが、大変手狭となり、令和2年4月に許可を取り車両置場を増設いたしましたが、昨今のコロナ禍の影響で、若い世代の免許取得が増え、車両を購入する方や軽貨物車両を増車する企業や独立開業する方の購入も増えており、車両置場が不足となり、新たに土地を探していたところ、申請地は現在の車両置場の隣接地であり、計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市内の賃貸住宅に夫婦と子供3人、計5人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探しましたが見つからず、

議 長

妻の両親へ相談したところ、父親の所有している土地を勧められ、申請地は実家まで徒歩で2分程度の距離に位置し、家族がお互い安心して生活できることから、最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、5番及び6番について瀬尾委員、7番について山崎委員、8番について三ツ木委員、9番、10番について大熊委員、11番及び12番について私からいたします。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

それでは、5番及び6番について、瀬尾委員お願いいたします。

5番の件についてご説明します。

6月の15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅であります。出入り口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画していることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、6番の件について、同じく15日に現地確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。出入り口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

7番について、山崎委員よりお願いいたします。

4 番 委 員
(山崎委員)

7番の件についてご報告いたします。

6月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。道路に隣接している北側を除いて、周囲をコンクリート

議 長

ブロックで区画されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

8番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

8番の件について、6月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。南側、東側の出入り口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

9番及び10番について、大熊委員よりお願いいたします。

7 番 委 員
(大熊委員)

9番の件について、6月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。西側出入り口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

続きまして、10番の件について、6月17日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は資材置場です。西側出入り口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

11番及び12番について、私から説明いたします。

11番の件について、6月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は車両置場です。出入り口は既存部分からであり、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、12番の件について、同じく6月14日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は住宅です。東側出入り口を除

全
議

員
長

き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統 括 主 幹

引き続き、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての13番から19番について事務局から説明願います。

議案書6ページ及び7ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての13番から19番について説明いたします。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、13番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、妻の実家にて両親と夫婦及び子供1人、計5人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え、土地を探していたところ、申請地は、勤務先への通勤時間の短縮ができ、妻の実家も市内にあり、将来両親の介護を踏まえ、お互いに助け合って生活できることから申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は敷地拡張です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在居住している土地に駐車スペースがなく、また子供と同居するに当たり、駐車場の確保が必要となり土地を探していたところ、申請地は隣接地で計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、15番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由と

いたしまして、借人は、昭和42年に市内に本店を置き、主に一般貨物輸送業を営む法人です。現在利用している駐車場は2社で利用しているため、車の増車もできず、移転を考え土地を探していたところ、申請地はアクセスもよく計画したところ、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、16番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも車で15分と近く、お互いに困ったときはすぐに助け合えることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、17番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、妻の出産も控え、現在の住まいでは手狭となり、家族の将来のことを考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は学校及び商業施設も近く、また両親が市内に居住しており、家族が安心して生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、18番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭となり、家族の将来のことを考え自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖母の家にもほど近く、お互い助け合いながら生活できることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、19番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在、妻の母親が所有する住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、経営する保育園の事務所を住宅の一部に使用しているため、手狭となり土地を探していたところ、申請地は保育園と自宅兼事務所にほど近いことから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上、7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性

議

長

が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。

また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、13番について田口委員、14番から18番について藤井委員、19番について瀬尾委員よりお願いいたします。

それでは、13番について、田口委員お願いいたします。

10番委員
(田口委員)

それでは、13番の件について報告いたします。

6月の14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅です。出入り口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及びフェンスで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。

14番から18番について、藤井委員よりお願いいたします。

2番委員
(藤井委員)

14番から18番まで報告いたします。

まず、14番の件について、6月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅の敷地拡張です。東側の出入り口部分と宅地に接する北側を除き、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

続きまして、15番の件について、6月16日に現地を確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は駐車場です。出入り口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及び単管パイプで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

続きまして、16番、17番、18番の件について一括で報告させていただきます。6月16日に現地を確認しております。申請地の現況は3件とも畑で、転用目的は住宅です。出入り口部分を除き、周囲をコンクリート

議長

ブロック等で区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、5件報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

1 番 委 員
(瀬尾委員)

19番について、瀬尾委員よりお願いいたします。

19番の件について、6月の15日に現地確認しております。申請地の現況は畑で、転用目的は住宅になっています。敷地南側の道路出入り口部分を除いて、周囲をコンクリートブロックで区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議長

以上、報告いたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

1 0 番 委 員
(田口委員)

15番の駐車場、使用貸借の件につきまして質問をさせていただきます。

通常使用貸借というのは、土地等の利用について無償で貸し借りをするという形の契約になっているかと思います。通常このような契約をする場合には、親子での住宅とかそういうのに使用貸借という形で使う場合が多いかと思います。ただ、今回の件につきましては個人と会社という形、あと駐車場ということ。あと、面積につきまして、2筆合わせると約450坪。このほかに一体で使うところを入れると500坪ぐらいの広さになるかと思います。これは通常無償でお貸しする、お借りするという形は、なかなか考えづらいのではないかなと思います。通常土地の所有者の方が会社の役員だったりとかそういう形であれば十分こちらのほうの使用貸借というのは理解できるのですけれども、普通のこの状態ですと地権者の方に全く利益がないのではないかなというふうに考えられます。よろしくお願いいたします。

議長
統括主幹

事務局。

通常賃借権だと事務局のほうも受付の際に賃借ではないのという確認はしたところ、代理人からは使用貸借ということでお話を伺っているので、普通は考えられないのですが、使用貸借ということの許可申請とい

議長
10番委員
(田口委員)

うことなので、代理人さんからは使用貸借というご回答をいただいております。

以上です。

田口委員。

契約につきましては、使用貸借という形でも契約自体は成立するものだと思いますので、そちらのほうは今説明をいただきまして、分かりました。ただ、先ほども言いましたように、土地の所有者の方に関しては、恐らくほぼ何もメリットが、私がもしそうであればメリットがないというふうに判断します。唯一所有者の方、土地の地権者の方がメリットがあるとしたら農地を農地でなくする転用を避けられるというところになってくるのかなと思います。そうなりますと、今後こちらのほうの駐車場の整備につきましては、施工状況等で現地の農業委員の方が月1回ぐらゐの割合で工事が終わるまでパトロールのほうをしていただけるのではないかなと思います。ただ、その後につきましては、駐車場として利用始めて、それで終わりという形になるではないですか。本来ですと、そこから先駐車場から別のものに変えられる可能性というのはゼロではないかなと思います。一回転用がかかってしまいますと、その後につきましては買収のほうが、基本的に許可が出てしまえばほかのものに変えてもたしか問題なかったと思います。なので、そういうふうにならないようにぜひとも行政側のほうで監視のほうをしていただくような形の手配をしていただければなというふうに思っておりますので、要望として出させていただきます。よろしくお願いします。

議長
10番委員
(田口委員)

要望ということは、回答いいのですか。

回答していただけるのであればいただきたいと思います。

統括主幹

今、田口委員のご質問につきましては、許可後の施工状況について藤井委員さんのほうに現地を確認していただくという作業が残っているわけですが、完了した後に、他用途に変わる場合については、開発指導課のほうもまちづくり条例のほうの適用もかかってくるかなと思いますが、許可をした後すぐに違うものになってしまうことになってしまう

議
全
議

長
員
長

と、例えばほかに土地の所有者の方が違う転用をかけるといった場合、県の許可が出なくなるというその辺のペナルティーを科せられるということも考えられますので、違う用途に変わる変わらないについては、その辺は注視して現地を確認していきたいと思います。これは開発指導課のほうと対応してやっていくのかなと思いますので、ご理解いただければなと思います。

ほかに。

なし。

質疑は以上でないということで、質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行についての1番から3番について事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の8ページを御覧ください。

第4号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について説明いたします。

番号、出願人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、筆数が1筆で、面積は1,248平方メートル、平成30年5月26日から令和3年6月25日までの証明です。

次に、2番の内容ですが、筆数が8筆で、面積は4,673平方メートル、平成30年6月26日から令和3年6月25日までの証明です。

次に、3番の内容ですが、筆数が2筆で、面積は1,840平方メートル、平成30年6月26日から令和3年6月25日までの証明です。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番及び2番について推進委員6番の関根委員、3番について推進委員1番の小早川委員よりお願いいたします。

6 番推進委員
(関根委員)

それでは、1 番及び2 番について、関根委員よりお願いいたします。

それでは、1 番及び2 番について一括してご報告いたします。

去る6月16日に現地を確認いたしました。事務局の報告のとおり、特例適用農地(9筆)につきましては、全て適正に管理、耕作されておりましたので、ご報告いたします。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

3 番について、小早川委員お願いいたします。

1 番推進委員
(小早川委員)

それでは、3 番について報告します。

6月15日に現地を確認しております。事務局報告のとおり、特例適用農地(2筆)について、適正に管理、耕作されておりましたので、報告いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行いたします。

続きまして、第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、事務局から説明願います。

統 括 主 幹

議案書の9ページを御覧ください。

第5号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて説明します。

番号、主たる従事者名、申出者名の順に読み上げます。

生産緑地法第10条の規定では、市の生産緑地に指定された農地について、主たる従事者の死亡等により、その農地を市に買取り申出する場合

		は、農業委員会の発行する当該証明書が必要となります。
		それでは、1番の内容ですが、生産緑地に指定されていた土地の所有者であった●●●●様が、●●●●年●月●日に亡くなったため、申出人からこの生産緑地に係る農業の主たる従事者が●●●●様であったことの証明を求め申請があったものです。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を推進委員11番の豊田委員よりお願いいたします。
1 1 番推進委員 (豊田委員)		1番の件につきましてご報告いたします。 主たる従事者は、●●●●年●月●日に亡くなりましたが、生前、生産緑地の認定を受けていた当該申請地の主たる従事者であったことをご報告いたします。 また、去る6月18日、現地を確認いたしましたところ、当該買取り申出地の畑2筆はきれいに管理されておりましたので、併せてご報告いたします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり証明書を発行することに決定いたします。 続きまして、第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番から7番について事務局から説明願います。
統 括 主 幹		議案書の10ページ及び11ページを御覧ください。 第6号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての1番から7番について説明します。

議
全
議

長
員
長

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1 番、3 筆の合計2,236平方メートル、再設定で、期間は4 年10か月です。

2 番、2 筆の合計2,590平方メートル、再設定で、期間は4 年10か月です。

3 番、4 筆の合計3,658平方メートル、再設定で、期間は4 年10か月です。

4 番、2 筆の合計1,385平方メートル、再設定で、期間は4 年10か月です。

5 番、879平方メートル、再設定で、期間は4 年10か月です。

6 番、2 筆の合計1,500平方メートル、再設定で、期間は5 年です。

7 番、4 筆の合計2,797平方メートル、再設定で、期間は5 年です。

本計画案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3 項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

全

員

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6 号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての8 番につきましては、議事参与制限がある案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1 項の規定により、私は退席させていただきます。議事進行については、事務局長にお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

		(休憩時刻：午前１０時５６分)
		(12番 金子委員退室：午前10時56分)
		(再開時刻：午前１０時５７分)
局	長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		第６号議案 農用地利用集積計画（案）の決定についての８番について、事務局から説明願います。
統括主幹		議案書の11ページを御覧ください。
		第６号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、８番について説明いたします。
		番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。
		８番、1,219平方メートル、再設定で、期間は３年です。
		事務局からは以上です。
局	長	ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
局	長	質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
		〔挙手全員〕
局	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。
		ここで暫時休憩いたします。
		(休憩時刻：午前１０時５８分)
		(12番 金子委員入室：午前10時58分)
		(再開時刻：午前１０時５９分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		次は報告でございます。
		事務局から説明願います。
統括主幹		それでは、報告に移らせていただきます。
		議案書の12ページ及び13ページです。第１号報告 農地法第３条の３

の第1項の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。
届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、14ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。転用内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、15ページ及び16ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、9件の届出がありました。転用内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告、第3号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、17ページです。第4号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回2件の届出がありました。内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、18ページです。第5号報告 農地所有適格法人報告書の受理について、今回1件の報告書が提出されました。農地所有適格法人は、農地法第6条第1項の規定により、「毎年事業状況等を農業委員会に報告しなければならない」こととされております。また、農地法施行規則第58条第1項では、「毎事業年度の終了後3か月以内」に農業委員会に報告書を提出しなければならないこととなっております。

1番の法人につきましては、事業年度終了が2月末であり、令和3年5月7日付で報告書の提出がございました。農地所有適格法人たる要件を満たしているか否かを渋谷委員に確認いただき、適正と判断されたことで受理いたしました。

報告事項は以上です。

長 次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、7月26日、月曜日、午前10時から、この会議室で行います。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会時刻：午前11時00分)

議

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和3年 6月25日

議 長

署名委員

署名委員